

山形市立図書館条例新旧対照表

教育委員会図書館

改正後	改正前
<p>(協議会)</p> <p>第7条 法第14条第1項の規定により、図書館に、山形市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 協議会は、委員12人以内をもって組織する。</p> <p><u>3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。</u></p> <p><u>(1) 学校教育及び社会教育の関係者</u></p> <p><u>(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u></p> <p><u>(3) 図書館に関するボランティア活動を行う者</u></p> <p><u>(4) 学識経験のある者</u></p> <p><u>4</u> 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(協議会)</p> <p>第7条 法第14条第1項の規定により、図書館に、山形市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 協議会は、委員12人以内をもって組織する。</p> <p><u>3</u> 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>